和歌山県 所有者不明等の特定空家等への対策マニュアル

<マニュアルの目的>

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号。以下、「空家法」という。)に基づき、市町村は空家等の所有者等に対し、空家等の適切な管理を促進するため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるとされている(12条)。そのうえで、特定空家等の所有者等に対しては、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言又は指導、勧告、命令、代執行することができるとされている。さらに過失なくその措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合は、略式代執行ができるとなっている(14条)。

これらの行政指導、行政処分を行うには、所有者等の特定作業が必須であるものの、相続登記がされていない等の理由により、その作業に要する負担が大きくなっている。また、空家法に基づく代執行は全国的にも実績が増えてきているものの、代執行に向け整理すべき事項は多岐にわたるとともに、費用回収できていない事例が多い。

そのため、本マニュアルは、市町村の担当職員が、管理不十分な空家等を確知した際に、法第14条の対象となる特定空家等に対し、円滑に対応できることを目的に、所有者特定作業を明確化するとともに、市町村等、利害関係人による対応手法について幅広く整理し、空家等の状況に応じて、対応手法を選択できることを目指した。今後運用していくなかで、適宜、更新していくものとする。

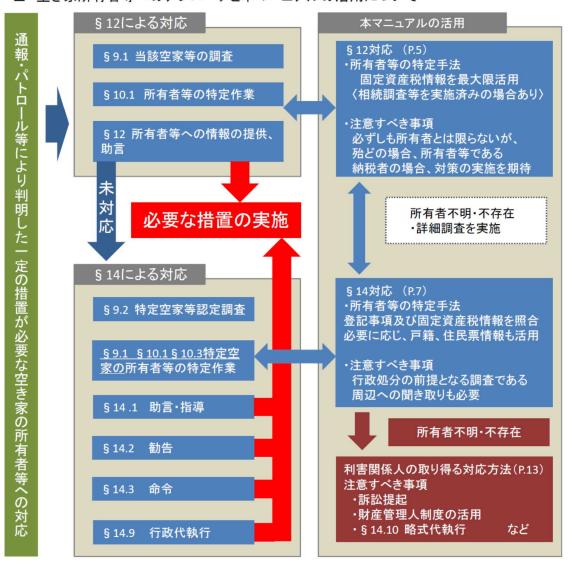
平成30年3月27日和歌山県空家等対策推進協議会

本マニュアルの構成等について 本マニュアルは、

- ・通報やパトロール等により判明した適正管理等を助言する必要のある空き家の所有 者等へのアプローチとその対応について整理
- ・所有者等の特定の方法及び特定できない場合の行政のとるべき手法等を整理

本マニュアルを活用することにより、所有者等の有無に関わらず特定空家等への対 応を円滑に実施することを期待

■ 空き家所有者等へのアプローチと本マニュアルの活用について



2

— 目 次 —

第1章 空家等の状態に応じた空家等の所有者等の確知方法

1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報	. 5
(1)所有者等の調査フロー図	. 6
(2)行政資料による情報収集とその注意事項	. 6
(3)所有者の相続人調査とその注意事項	. 7
2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)	. 7
(1)所有者等の調査フロー図	. 8
(2)行政資料による情報収集とその注意事項	. 9
①建物や土地に関する登記簿情報	
②住民票情報	
③戸籍情報	
④(市町村の保有情報)固定資産課税情報、水道事業の契約者、地籍調査	票
⑤(外部機関の保有情報)電気、ガスの供給事業者との契約者情報	
⑥その他	
(3)所有者の相続人調査とその注意事項	10
参考)助言又は指導、勧告、命令にあたっての留意すべき事項	12
第2章 利害関係人(市町村、隣地所有者等)の取るべき対応方法	
第2章 利害関係人(市町村、隣地所有者等)の取るべき対応方法 1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報	13
 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等) 	14 14
 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項 	14 14 15
 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等) 	14 14 15
 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項 	14 14 15 15
 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項 ア. 所有者が行方不明の場合 	14 14 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報. (1)対応手法とその注意事項. 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等). (1)対応手法とその注意事項. ア. 所有者が行方不明の場合. (近隣住民等:隣地所有者・底地所有者). ・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行) ・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)	14 14 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報. (1)対応手法とその注意事項. 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等). (1)対応手法とその注意事項. ア. 所有者が行方不明の場合. (近隣住民等:隣地所有者・底地所有者). ・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行) ・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行) ・不在者財産管理人の選任申立て	14 14 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項ア.所有者が行方不明の場合(近隣住民等:隣地所有者・底地所有者)・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行)・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)・不在者財産管理人の選任申立て、失踪宣告制度	14 14 15 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項 ア. 所有者が行方不明の場合(近隣住民等:隣地所有者・底地所有者)・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行)・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)・不在者財産管理人の選任申立て、失踪宣告制度(市町村)	14 14 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項ア.所有者が行方不明の場合(近隣住民等:隣地所有者・底地所有者)・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行)・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)・不在者財産管理人の選任申立て・失踪宣告制度(市町村)・不在者財産管理人の選任申立て	14 14 15 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項	14 14 15 15 15
1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報(1)対応手法とその注意事項 2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(1)対応手法とその注意事項ア.所有者が行方不明の場合(近隣住民等:隣地所有者・底地所有者)・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行)・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)・不在者財産管理人の選任申立て・失踪宣告制度(市町村)・不在者財産管理人の選任申立て	14 14 15 15 15 18

・訴訟提起(特別代理人選任申立てによる訴訟遂行)	
・相続財産管理人の選任申立て	
(市町村)	20
・相続財産管理人の選任申立て	
• 略式代執行	
は3章 その他	
1. 国補助制度	21
(1)社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)	
(2)空き家対策総合支援事業補助金	
2. 隣地所有者等に対して対応を促す際に有効な制度(税制など)	23
3. 不動産業者等に対して買取を促す取組み	23
4. 空き家に残された動産(仏壇など)の取扱い	23
5. 市町村の取組み、関係団体等との連携(別添 相談体制にかかる資料)	24
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	25
①所有者特定作業	26
②訴訟提起	30
③不在者財産管理人	35
④失踪宣告	39
⑤相続財産管理人	41
2. 参考文献一覧	43

第1章 空家等の状態に応じた空家等の所有者等の確知方法

「行政指導する空家等(空家法第12条)」か「空家法第12条に基づき指導する も未対応の空家等」及び「特定空家等に認定し行政処分を見据え対応する空家等(空 家法第14条)」かに場合分けした所有者等の確知方法・フローは次のとおりである。

1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報

空家等の所有者等への対応を進めるうえでの、所有者等の確知方法を順にまとめる。 空家法第12条に基づく助言等を行う場合は、空家法第10条に基づき、利用できる情報を活用し、所有者等に限定せず迅速に対応をしてくれる者の特定を行うことが求められる。本マニュアル作成にあたり、専門部会所属の市町(助言等の実績が多い自治体)の取組みからいえることは、登記簿情報や住民票情報よりも、固定資産税情報を活用した場合に、対応をしてくれる者に迅速にたどり着きやすいということである。相続登記がなされておらず登記簿上の所有者が死亡している場合においては、特に、固定資産税を納付してくれている者が、空家等の管理を行っている(所有者または管理者である)場合が多いと考えられる。

ただし、税情報も絶対ではなく、<u>免税点※</u>以下等により課税されず、納税義務者への通知が行われていない場合には、情報が最新でない場合があるため、注意が必要である。

また、当該所有者等が必要な対策を講じない場合において、空家法第 14 条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きに移行せざるを得ない場合には、当該空家等に関する権原の有無を確定させる必要があるため、その所有者等の特定についてより慎重に行う必要がある。詳細は「2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)」を参照のこと。

<参照条文> 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

- 第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって 氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度にお いて、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 2 (略)
- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報 の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

※免税点

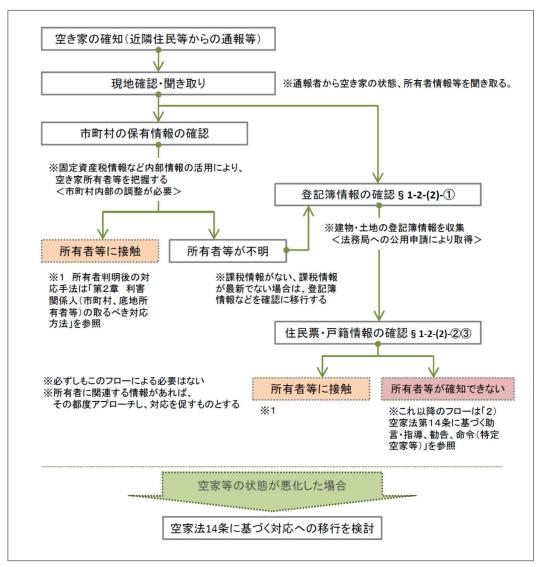
同一人が所有する土地、家屋のそれぞれの課税標準額(税額計算の基礎となる金額)の合計が次の 金額に満たない場合、固定資産税・都市計画税の課税されない額

土地:30万円、家屋:20万円

(県内市町村のなかには、地方税法第351条ただし書きの規定により免税点を上記金額より低く設定している場合がある)

(1) 所有者等の調査フロー図(空家法第12条による対応)

所有者等を確定させられなくとも、空き家への対応をしてくれる者の特定フローは下記のとおりである。対応者が現れた時点で、以降の調査は不要と考えられる。



(2) 行政資料による情報収集とその注意事項

空家法第12条による対応に際し、所有者等を確知するためには、空家法第10条第1項に基づき、行政情報の内部利用を行うことが有効であると考えられる。その方法の一つである固定資産税情報の活用を円滑に行うためには、事前に<u>国土交通省</u>等の通知※を参考に、税務部局と照会の方法を調整しておくことが必要である。

また、空家法第 10 条により、固定資産税情報等の空家法施行のための利用及び 関係する地方公共団体等に情報の提供を求めることが認められているが、情報が個 人情報である場合には、空き家対策以外の目的に利用しないように留意すべきであ ることは当然のことである。

※ 平成27年2月26日付け国住備第943号・総行地第25号国土交通省住宅局住宅総合整備課長、 総務省自治行政局地域振興室長通知「固定資産税の課税のために利用する目的で保有する空家等の 所有者に関する情報の内部利用等について」によると、利用可能な情報は空家法施行のために必要 な限度の情報(空家等の所有者(納税義務者)又は必要な場合における納税管理人の氏名又は名称 並びに住所及び電話番号)のうち不動産登記簿情報等として一般に公開されていないものについて、 地方税法第22条の守秘義務に抵触することなく利用可能である。

不動産登記簿情報等、一般に公開されている情報については、従前どおり地方税法第 22 条の守 秘義務に抵触することなく利用可能である。

(3) 所有者の相続人調査とその注意事項

行政資料による調査の結果、所有者が生存していない場合には、相続人の有無について調査する。詳細は「2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)(3)所有者の相続人調査とその注意事項」を参照のこと。

2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)

特定空家等への対応を進めるうえでの、所有者等の確知方法を順にまとめる。「(2) 行政資料による情報収集」、「(3) 所有者の相続人調査」を行い、所有者等を特定したうえで、空家法第 14 条に基づく助言、指導など行政指導を行うこととする。所有者等の調査フロー図の注釈に記載しているとおり、必ずしも順を追う必要はないが、助言・指導、勧告、命令を見据え、所有権を確定させるためには、登記簿情報などは確認しておく必要がある。

なお、複数の所有者等が存在する場合には、確知できた所有者等から順に助言等を 行うことが考えられる。所有者等のうち、ひとりが自主的に改善を行うことや、ひと りをきっかけに他の所有者等確知が進むことも期待できるため、所有者等の確知作業 と並行して対応を進めるものとする。

複数の所有者等が存在する場合、空家法第 14 条に基づく、助言、指導、勧告までは全ての所有者等の確知が終わらずとも行えるが、命令については、相手が<u>勧告の措置内容を履行する権原がない場合※</u>には、空家法第 14 条第 3 項に規定する「正当な理由」を有すると認められるため、注意が必要である。

※ 民法上の保存行為(民法第252条ただし書き)に該当するものであれば、当該措置を履行する権原がある場合がある。空家等を除却する場合には、共有者全員の同意が必要である(民法第251条)。

保存行為(修繕等、物の現状を維持するための行為): 共有者が単独で実施可能

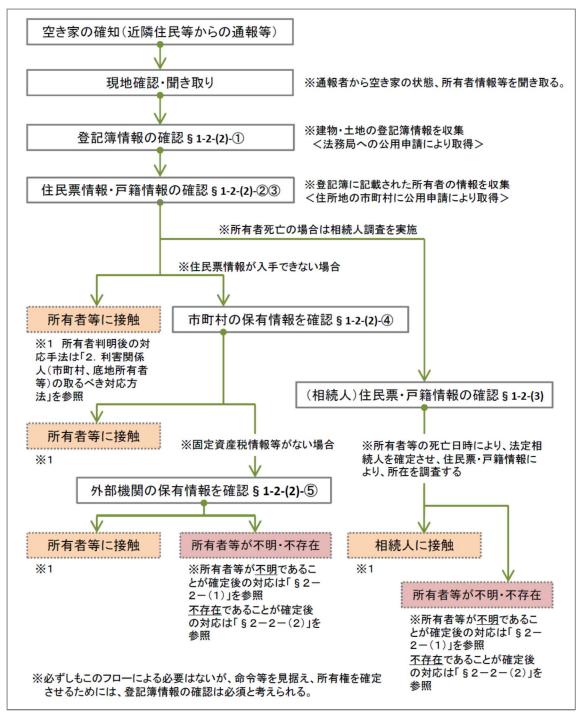
管理(建物の模様替え等、物の性質を変えず利用等する行為): 共有者の持分価格に従い、その過半数で決定変更(建物の取り壊しなど、物の性質を変える行為): 共有者全員の同意で実施可能

- <参照条文> 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号) (特定空家等に対する措置)
- 第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の 伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上 危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等につ いては、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

4~15 (略)

(1) 所有者等の調査フロー図(空家法第14条による対応)

命令等の行政処分を行うことを見据え、特定空家等の所有者等の特定フローは下記のとおりである。これらの調査の結果、所有者等が判明しない場合には、空家法第14条第10項に規定される「過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき」に該当すると考えられる。



※なお、以下のような見解もある。

「空家法の実施においては、相続人をひたすら探索することが目的なのではない。重要なのは、特定空家等が発生させている種々の外部性への対応である。したがって、行政がその存在を把握して特定空家等と認定をした物件に関しては、探索にかける期間に、たとえば2か月というように制約を設けるべきであろう。命ずべき相手方を過失なく確知できない場合には、空家法14条10項にもとづく略式

代執行が可能となるが、前述の通り、ガイドラインは、「少なくとも、不動産登記簿情報等一般に公開されている情報や住民票情報等市町村が保有する情報、法第10条に基づく固定資産課税情報等を活用」することが必要としている。これは、行政だけでも調査可能である。しかし、略式代執行の違法性が事後的に訴訟で争われた場合、裁判所が、これだけの調査をもって十分と評価するかどうかは定かではない。念のためという観点からは、期間を区切って司法書士に探索を依頼するという契約の締結もありえるだろう、「過失なく確知できない」という判断に説得力が一層生まれる。また、略式代執行費用の徴収を考えると、実施後に、一定期間を限っての調査継続をすることが適切ではないだろうか。マニュアルを整備しておくのが望ましい」北村喜宣「空き家問題解決のための政策法務」(第一法規、2018年)P255~256

(2) 行政資料による情報収集とその注意事項

市町村の空き家対策担当者は、通報等により現地確認を行うことになるが、その際、自治会長や近隣者などへの聞き取りなどを行い、所有者の情報収集に努めるものとする。そのうえで、下記の順により行政資料を収集する。

①建物や土地に関する登記簿情報(空家法第10条第1項・第3項・不動産登記法第119条)

登記に記録されている事項は第三者に対して権利を主張しているため、空家の所有者等を調査するうえで、最も基本的な資料になる。空家等の所有者等に対し、助言等を行ううえでは、登記事項証明書などを取得し建物登記を確認すれば問題ないが、後々の命令・代執行等を見据えると、土地登記も同時に取得しておくことが望ましい。空家法の空家等には空き家の建つ敷地(以下、底地という。)が含まれていることと、跡地に利用価値がある場合には、市町村が対応せずとも進む場合もあり、市町村が対応する場合においても、「財産管理人を選任する」か、「代執行する」かなど対応手法について検討する際、建物所有者と土地所有者を把握しておく必要があるからである。

(建物登記の有無)

- 有→②以降へ
- ・無(表示登記のみの場合含む)→土地登記を確認

(土地登記の有無)

- ・有→土地所有者に聞き取り
- 無(表示登記のみの場合含む)→④~⑥の確認、財産管理人選任等の検討
- ②住民票情報(空家法第10条第1項・第3項・住民基本台帳法第12条の2)
- ③戸籍情報(空家法第10条第1項・第3項・戸籍法第10条の2)

登記簿で確認できた所有者が死亡していた場合には、相続人調査を実施

- →「(3) 所有者の相続人調査」へ
- ④ (市町村の保有情報) 固定資産課税、水道事業の契約者、地籍調査票 (空家法第 10 条第1項)

住民票情報が保存期限を経過し、収集できない場合は、固定資産課税情報等の活用が考えられる。利用できる情報の範囲は固定資産税情報にかかる通知のとおり、空家法施行のために必要な限度として、氏名又は名称並びに住所及び電話番号と考えられる。

⑤ (外部機関の保有情報) 電気、ガス供給事業者との契約者情報 (空家法第10条第3項)

未登記、非課税物件の場合等は、電気、ガスの契約者情報の活用が考えられる。 空家法第 10 条第 3 項では、「市町村長は、・・・・情報の提供を求めることがで きる」と規定されており、電気、ガス供給事業者に対し、契約者情報の提供を求 めることができるが、県内の市町が照会したところ、個人情報保護の観点から断 られたケースがあり、活用できる可能性が低いと思われる。

⑥その他(医療、介護、生活保護情報など)(空家法第10条第1項・第3項)

今後、市町村内で調整が必要であるが、空家等の所有者は住民票の移動手続きをせずに、福祉施設等に居住している例もあり、場合によっては、福祉部局が持つ情報の活用が考えられる。一方で、福祉施設等への入所が判明しても、認知症等により判断能力が不十分なことがあり、その場合には、親族等に対し、成年後見人の選任等の助言が考えられる。

◆注意すべき事項

建物や土地に関する登記簿情報(登記事項証明書)

- *登記事項証明書に代わる書類として、登記事項要約書(認証文や作成年月日などは記載されない)でも対応できる場合もあるが、登記事項要約書は現在有効な権利だけが記載されており、過去の権利の発生・移転・消滅の履歴は判らず、権利の発生原因(売買等)も省略されていることから、所在不明の際の対応などにおいては登記事項証明書(全部事項)が望ましい。
- *登記手数料令(昭和24年5月31日 政令第140号)第19条の規定に基づき、管轄法務局への公用申請により交付を受けることができる。

住民票情報(住民票の写し/記載事項証明書)

- *住民票の写しには、原則として「世帯主の氏名、続柄、本籍、筆頭者、備考等」の記載 は省略されているため、交付の申請にあたっては、必要に応じ、省略事項の記載につい て申請する必要がある。
- *住民基本台帳法(昭和42年7月25日 法律第81号)第12条の2の規定に基づき、対象者が住民登録をしている市区町村役場に公用申請による交付を受けることができる。

・戸籍情報(戸籍事項証明書/戸籍の附票)

- *戸籍法(昭和22年12月22日 法律第224号)第10条の2の規定に基づき、本籍地の 市区町村役場へ公用申請により交付を受けることができる。
- *戸籍の附票とは、本籍地の市区町村において、戸籍の原本と一緒に保管している書類で、 その戸籍が編製されてから現在に至るまでの在籍者の住所の履歴が記録されている。

固定資産課税情報

*納税通知書の送付先は、相続人代表者や納税管理人であることがあり、所有権を認める ものではないため、注意が必要である。

(3) 所有者の相続人調査とその注意事項

行政資料による調査の結果、所有者が生存していない場合には、相続人の有無について調査する。具体的には、死亡した所有者の戸籍情報(戸籍事項証明書、除籍事項証明書、改正原戸籍(謄本、抄本))を公用申請により収集し、相続人の有無について調査する。

(相続人の有無)

- 有→相続人の所在を確認
- ・無(不明な場合、相続人全員が相続放棄を含む)→財産管理人選任等の検討
- *法定相続人が相続放棄しているかどうかについては、被相続人の最後の住所地を管轄する家庭裁判所に、「相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会」を申請することにより調査が可能(空家法第10条第3項)。

◆注意すべき事項

相続人の調査

法定相続人の認定に必要な根拠法令としては、

- ①旧民法(明治31年6月21日 法律第9号)
- ②日本国憲法の施行に伴う民法の応急的措置に関する法律、いわゆる応急措置法 (昭和22年5月3日から同年12月31日まで)
- ③新民法(昭和23年1月1日から)

順位	第一順位		第二順位		第三順位	
適用期間						
旧民法		(被相続)	人が戸主の場	場合)家晳	肾相続制度	
S22. 5. 2 以前	※(被相続	人が戸主以外の	の場合)遺産相続	(直系卑属→配	R偶者→直系尊属·	→戸主)
応急措置法	配偶者	1/3	配偶者	1 / 2	配偶者	2/3
S22. 5. 3~S22. 12. 31	直系卑属	2/3	直系尊属	1 / 2	兄弟姉妹	1/3
新民法	配偶者	1/3	配偶者	1/2	配偶者	2/3
S23. 1. 1~S37. 6. 30	直系卑属	2/3	直系尊属	1 / 2	兄弟姉妹	1/3
新民法	配偶者	1/3	配偶者	1 / 2	配偶者	2/3
S37. 7. 1~S55. 12. 31	子	2/3	直系尊属	1 / 2	兄弟姉妹	1/3
新民法	配偶者	1/2	配偶者	2/3	配偶者	3/4
S56. 1. 1∼	子	1/2	直系尊属	1/3	兄弟姉妹	1/4

*直系尊属

父母・祖父母など自分より前の世代の者で、直通する系統の親族のこと(養父母も含む)。 叔父・叔母、配偶者の父母・祖父母は含まれない。

*直系卑属

子・孫など自分より後の世代の者で、直通する系統の親族のこと(養子も含む)。兄弟・姉妹、甥・姪、子の配偶者は含まれない。

戸籍情報(除籍事項証明書/改製原戸籍)

- *除籍とは、1つの戸籍に記載された構成員全員が死亡、婚姻、離婚、養子縁組、分籍、 転籍等の理由により除かれる戸籍をいい、戸籍は除籍簿として保存される。この場合、 構成員全員が除かれてはじめて除籍となるため、一人でも構成員が在籍しているときは 戸籍となる。
- *改製原戸籍とは、戸籍法の改正により、すでにある戸籍を新しく改製し直したことにより除籍になったそれまでの戸籍のことをいう。新しく改製された戸籍には、それまでの戸籍の中で死亡、婚姻、離婚等の理由により既に除かれている方は記載されない。

参考)助言又は指導、勧告、命令にあたっての留意すべき事項

① 特定空家等であることについての認定作業について

和歌山県特定空家等の判断基準(平成29年2月8日策定)をもとに、空家等の現地確認を行い、特定空家等の認定を行う。技術的な判断に迷う場合は、必要に応じて県(建築住宅課、各振興局建設部)に建築技術職員の派遣を求めるものとする。

なお、法第9条に基づく立入調査を行う際には、原則として5日前までに、 当該空家等の所有者等にその旨を通知すること、立入調査員証を携行することに留意する。

② 求める措置の妥当性について

特定空家等のガイドラインにおいて示されているように、助言又は指導できる措置の内容は、当該特定空家等についての除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置であるが、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態のいずれでもない特定空家等については、建築物等の全部を除却する措置を助言又は指導することはできないことに留意する必要がある。

また、当該特定空家等の所有者等が、具体的に何をどのようにすればいいのかが理解できるように、明確に示す必要がある。すなわち、「壁面部材が崩落しそうで危険なため対処すること」といった概念的な内容ではなく、例えば「壁面部材が崩落しないよう、東側2階部分の破損した壁板を撤去すること」等の具体の措置内容を示すべきである。また、建築物を除却する場合にあっても、建築物全部の除却なのか、例えば2階部分等一部の除却なのか等除却する箇所を明確に示す必要がある。措置の内容は、周辺の生活環境の保全を図るという規制目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内のものとしなければならない。したがって、例えば改修により目的が達成され得る事案に対し、いたずらに除却の勧告をすることは不適切である。

さらに、特定空家等と認定し、指導、勧告、命令を進めていくうえでは、 空家法第14条に基づく行政指導の段階で求めた措置以上のことを、命令す ることはできないため、求める措置の内容には十分注意すべきである。

③ 証拠記録の整理について

特定空家等の所有者等に対し、空家法第 14 条に基づき必要な措置を助言 又は指導、勧告、命令をするにあたり、命令の際には、意見を述べる機会(意 見書や意見聴取)を与えていることから、証拠記録の整理を適切に行うべき である。

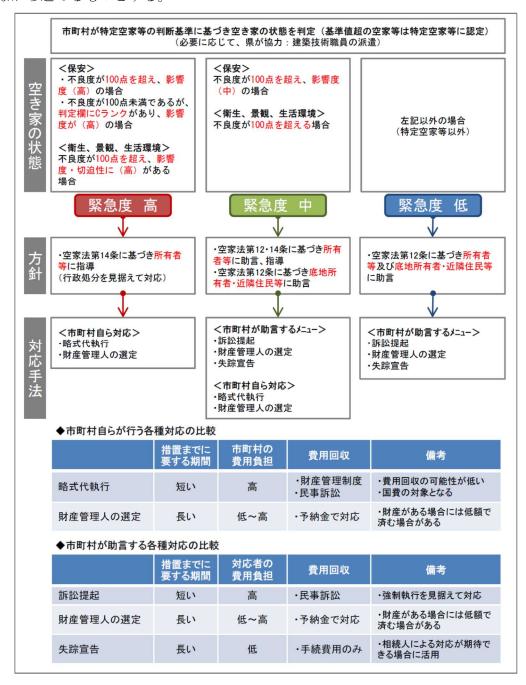
- ・求める措置の妥当性を裏付けるため、対象部分の写真、測定中の写 真、数値等を正確に記録する。
- ・現地調査は二人以上で行うことが望ましい。

第2章 利害関係人(市町村、底地所有者等)の取るべき対応方法

通報等により、空家等を確知した市町村は現地調査を行い、当該空家等への対応が必要と判断した場合、第一義的には所有者等が対応すべきものであるため、所有者等に対し、対応を促すことを原則とする。

本マニュアルで対象とする所有者等が所在不明等により、所有者等による対応が期待できない場合において、通行人等へ危険が切迫している場合には、所有者等以外の利害関係人(市町村等)による対応を検討するものとする。

所有者不明等の空家等に対し、市町村は、和歌山県特定空家等の判断基準の判定に基づき、空き家の状態を対応が必要な緊急度により分類し、下記のとおり対応するものとする。下記フローは参考であり、空き家の状態に応じて、適宜、専門家の助言を得ながら進めるものとする。



1. 空家法第12条に基づく助言(空家等)・・・参考情報

(1)対応手法とその注意事項

前掲したフロー図のとおり、対応緊急度が低く、特定空家等に該当しない空家等に対して、市町村は、所有者等が不明な場合には、底地所有者や近隣住民に対し、前頁のフローのとおり、市町村として対応すべき空家等の状態にない場合は、訴訟提起、財産管理人の選定、失踪宣告の手法があることを伝えることが考えられる。

しかしながら、いずれの手法も時間的、金銭的な負担を伴うことから、底地所有者等からは市町村による対応を求められる場合が想定されるが、その際には、特定空家等の判断基準に基づき、優先順位を付けたうえで対応すべき空家等に対しては対応しており、当該空家等は現時点では市町村が対応する空家等には該当しない旨、丁寧に説明すべきである。

所有者等が判明している事例ではあるものの、県内の市町村の中には、空き家所有者に対し、除却等を助言する際、近隣住民の声を聞き取り、跡地購入の意向がある場合においては、所有者と購入希望者の間に入り、解体費用の相場や登記手続き等を助言することにより、問題の解決を促している取組みもある。所有者等が存在しない、あるいは不明の場合には、財産管理人を選定し、これらの手続きを進めることが考えられる。

(参考) 田辺市の取組み (国土交通省作成事例集より)

🎱 国土交通省 放置空き家の隣接住民等への買取りの働きかけ:和歌山県田辺市 ・相続や遠方居住などの理由により長期間使われずに放置され、倒壊の恐れのある危険な空き家の隣 接住民等に対して、市が隣接住民等と面識のない所有者に代わって「解体費用+登記費用(相続、 所有権移転、建物滅失)程度」で売買が成立するように働きかけている。 ・市は、空き家所有者には所有空き家は流通にのらず安価での取引しか難しいこと、市の「不良住宅 等除去補助金」による負担軽減等を説明し、隣接住民等には空き家の倒壊や火災発生等の不安の解 消、通学路等の安全確保などの地域貢献などを理解いただくなど、両者の間をつないでいる。 ・市は、税務署とも売買行為が低額譲渡とならないかを確認し、平成29年12月現在、5件支援 助言·指導 空き家所有者 田辺市(建築課) 隣接住民等 (適正管理、解体等) 解体費用等の 空き家の解体費用 +登記費用程度で ・相続したが、空き家 隣接住民等への ・隣の空き家の管理 の買取り意向を確認 譲渡意向※を確認 を利用しない 不全による倒壊、 ・遠方に居住し、空き 火災発生等の不安 家を利用しない ・地域への貢献意識 マッチング ・隣接住民等と面識が 隣家の買取による 市内の解体工事 住環境の改善 ない 業者を紹介 ・解体したくても費用 (地域貢献) 負担が困難 解休費用の2/3 ・どの解体業者に発注 (上限50万円)補助 するか分からない ほぼ自己負担 相場価格より 民一民間で契約 なしで問題解決 安価で取得 52 空家問題が解決し、地域の安全安心が確保される

不良空家等除却補助金による不良空家等の除却促進:和歌山県田辺市



■田辺市不良空家等除却補助金の概要

補助象建物	・概ね1年以上空家となっており、補助金交付要綱に掲げる評定項目の評点が100点以上の倒壊の恐れのある危険な状態にある建物
対象者	・空家の所有者、空家の所有者の相 続人又は空家の所有者の同意が得 られた者
対 象 工 事	・空家の除却工事 ※動産の移転及び処分費用等は除く
助成額	・除却費用の2/3(上限50万円)
実績	・平成29年12月現在:11件 (平成29年度の予算額:500万円)

■所有者が市の助成を受けて解体後、隣接住民が 跡地を買取った事例(補助事例)



解体前

- ·建築年月不明
- 木造平屋建延床面積
- 些床面積

 : 約25.5㎡
- ·敷地面積 :約43.0㎡



- (貝取り後)解体費用
- :約59万円
- ·相続登記費 :約9万円
- · 所有権移転登記
- 費用:約10万円
- · 雑費:約1万円
- ・市の助成額・約25万円
- :約35万円
- · 売買契約額 : 約39万円

53

2. 空家法第14条に基づく助言・指導、勧告、命令(特定空家等)

(1) 対応手法とその注意事項

前掲したフロー図のとおり、市町村は特定空家等の状態、対応緊急度、必要経費、要する期間等を考慮したうえで、対応手法を選択するものとする。近隣住民等に対し、対応を求める場合には、適宜、和歌山県空家等対策推進協議会が整備する相談体制を活用し、相談員や相談会を案内することにより、地域住民が対応にかかる手続きや費用等を把握し、対策を進めやすいように促すものとする。

以下、所有者等が行方不明や相続人不存在等の場合における、注意事項や費用・ 期間の目安を示す。あくまで目安であるため、案件により異なることに要注意。

なお、訴訟や財産管理人の手続き等を弁護士や司法書士(法務大臣の認定を受けた司法書士については、簡易裁判所における訴額140万円以下の訴訟等の代理が可能)に依頼することも考えられるが、その場合の報酬は示していない。

ア. 所有者が行方不明の場合

(近隣住民等:底地所有者・隣地所有者)

・訴訟提起(公示送達による訴訟遂行)(民事訴訟法第 111 条)

近隣住民等が妨害予防請求や建物収去土地明渡請求等を求め、訴訟手続きに要する費用や対策費用(解体等)を負担する金銭的な余裕があるのであれば、 比較的短期間に特定空家等の状態を改善(撤去等)できる可能性がある。 空家等の所有者(裁判の名宛人)は判明しているもののその所在が不明であるため、通常の手続きにより送達することができないとして、空家等への必要な措置を行うよう空家等の所在する<u>裁判所※</u>に公示送達を申し立てることができる。

判決を取得すれば、判決に記載された空家所有者のすべき措置を相手に代わって行うこともできる。(代替執行:民事執行法第171条)

底地所有者については、建物収去土地明渡請求を行い、請求が認められ、空家 所有者が建物撤去を行わない場合には、代替執行が可能である。

※ 裁判所

(要する期間)

訴訟の目的の価格(その訴えにおいて原告が求める判決によって受ける権利を経済的に計ったもの)による【140万円以下・・・簡易裁判所 140万円超・・・地方裁判所】

(必要経費) 訴訟提起のための費用

・収入印紙 訴訟額による

(例 訴額100万円の場合1万円)

・連絡用郵便切手 (和歌山地方裁判所に要確認)

強制執行申立てのための費用

- · 収入印紙 300 円 (執行文付与申請)
- · 収入印紙 150 円 (送達証明申請)

*空家所有者に財産があれば執行に要する費用回収も可能。 解体費用

・約4.4万円/坪(補助事業を実施された市町の実績から) 訴状の提出(公示送達)

<約1~2ヶ月>

口頭弁論、原告の請求内容・主張の陳述、証拠の提出 <約1ヶ月>

判決言渡し

<約1ヶ月>

強制執行の申立て

<約1~数ヶ月>

強制執行

・不在者財産管理人の選任申立て(民法第25~29条)

近隣住民等は訴訟同様、金銭的な負担は必要で、対応には訴訟よりも長い時間を要する可能性が高いものの、「行方不明の空家等の所有者に財産がある」、あるいは「跡地を売却できる」場合には、低額で対応できる可能性がある。

不在者の財産保護や利害関係人の利益保護のために家庭裁判所が不在者財産 管理人を選任し、この不在者財産管理人が財産を管理することになる。

隣地所有者等は、本来不在者に対して請求すべき事項を不在者財産管理人に要求したり、訴訟を提起することができる。

一方、不在者財産管理人は裁判所の許可を得て不在者の財産を処分(例 解体)

することが可能である。

(必要経費) 申立てに要する費用

- 収入印紙 800 円分
- ・連絡用郵便切手 (和歌山家庭裁判所に要確認)

予納金(和歌山家庭裁判所に要確認)

- *不在者の財産が多い場合や、管理人の候補者が低額の報酬でよい という場合には、予納金の免除、減額が認められる可能性がある ことから裁判所と調整が必要。
- *所有者不明土地問題研究会の報告書によると、一部の家庭裁判所では、簡易な財産目録の作成や財産の管理を継続することが相当でなくなったときの早期の管理終了を可能とする柔軟な実務運用がされているとのことから、裁判所と要調整。

(要する期間) 不在者財産管理人選任の申立て

<約2週間~1ヶ月>

不在者財産管理人選任の審判

財産目録の提出

<約1~2ヶ月>

権限外行為許可の申立て

<約1~2週間>

権限外行為の許可

権限外行為の遂行

・失踪宣告制度(民法第30~32条)

相続人となるべき人が判明しており、対応してもらえる場合は、低額で対応 できるが、対応には訴訟よりも長い時間を要する可能性が高いうえ、これま で放置されてきた空家等に対し、活用できる事例はそれほど多くないと考え られる。

空家等所有者の生死が不明の場合には、利害関係人は家庭裁判所に対して、失 踪宣告の請求ができる。

不在者の生存が証明された最後の時から7年間その生死が明らかでない場合などが対象となる。不在者が死亡したと擬制された結果、相続手続きが始まり、 結果、相続人が空家等への措置を行うことになる。

(必要経費) 申立てに要する費用

- ・収入印紙 800 円分
- ・連絡用郵便切手 (和歌山家庭裁判所に要確認)

官報公告料 3,775 円×2件

(要する期間) 失踪宣告申立て

事前調査

公示催告 <3ヶ月(普通失踪)> 失踪宣告の審判 失踪宣告の審判確定

(市町村)

- ・不在者財産管理人の選任申立て 前述のとおり
- ·略式代執行(空家法第14条第10項)

緊急度が高い場合には、市町村による略式代執行の実施が考えられる。費用 回収できる可能性は低く、回収段階で財産管理制度等の活用が必要になるが、 特定空家等の状態を改善(撤去等)までは比較的短期間で終えることが可能。

過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき(\$1-2-(1)所有者等の調査フロー図参照)は、市町村長は略式代執行ができる。

登記簿上の所有者等が死亡しており、複数の相続人がいる場合に、その一部について行方不明者がいる場合、相続人の把握作業を行い、確知できた相続人(= 所有者等)全員に対して、助言または指導、勧告を行うこととする。命令は、勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合にしかできないため、確知できた相続人だけでは措置をとる権原が無い場合、略式代執行措置を講ずることが考えられる。

例) 橋本市(平成29年8月11日~24日)

(必要経費) 解体工事 約130万円

(要する期間) 空き家の確知

空き家所有者等の調査、指導、勧告

<約2年6ヶ月>

略式代執行の公告

<1ヶ月>

略式代執行の開始

<0.5ヶ月>

- ・担当職員2名で一日に2度現場巡視、写真記録
- 動産確認

略式代執行の終了

イ. 相続人が不存在・全員が相続放棄している場合

(近隣住民等:底地所有者・隣地所有者)

訴訟提起(特別代理人選任申立による訴訟遂行)

近隣住民等が妨害予防請求や建物収去土地明渡請求等を求め、訴訟手続きに要する費用や対策費用(解体等)を負担する金銭的な余裕があるのであれば、 比較的短期間に特定空家等の状態を改善(撤去等)できる可能性がある。 所有者不明の場合と異なり、特別代理人選任のための期間を要する。

財産管理人が選任されていない場合、遅滞のため損害を受けるおそれがあることを疎明して、特別代理人の選任を求めて妨害予防請求訴訟を提起することができる。

判決を取得すれば、判決に記載された特別代理人のすべき措置を相手に代わって行うこともできる。(代替執行)

底地所有者については、建物収去土地明渡請求を行い、請求が認められ、空家 所有者が建物撤去を行わない場合には、代替執行が可能である。

(必要経費) 申立てに要する費用

- ・収入印紙 500円分
- 連絡用郵便切手 (和歌山家庭裁判所に要確認)

予納金(和歌山地方裁判所に要確認)

強制執行申立てのための費用

- · 収入印紙 300 円 (執行文付与申請)
- 収入印紙 150 円 (送達証明申請)

解体費用

・約4.4万/坪(補助事業を実施された市町の実績から)

(要する期間) 特別代理人選任の申立て

<約2週間~1ヶ月>

特別代理人選任の審判

訴状の提出

<約1ヶ月>

口頭弁論、原告の請求内容・主張の陳述、証拠の提出

<約1ヶ月>

判決言渡し

<約1ヶ月>

強制執行の申立て

<約1~数ヶ月>

強制執行

・相続財産管理人の選任申立て(民法第951~959条)

近隣住民等は訴訟同様、金銭的な負担は必要で、対応には訴訟よりも長い時間を要する可能性が高いものの、「死亡した空家等の所有者に財産がある」、あるいは「跡地を売却できる」場合には、低額で対応できる可能性がある。

相続財産保護や利害関係人の利益保護のために家庭裁判所が相続財産管理人を選任し、この相続財産管理人が財産を管理することになる。

隣地所有者等は、本来相続人に対して請求すべき事項を相続財産管理人に要求 したり、訴訟を提起することができる。

相続財産管理人は裁判所の許可を得て被相続人の財産を処分(例 解体)することが可能である。

(必要経費) 申立てに要する費用

- ・収入印紙 800 円分
- ・連絡用郵便切手 (和歌山家庭裁判所に要確認)

官報公告料 3,775円

予納金(和歌山家庭裁判所に要確認)

*被相続人の財産が多い場合や、管理人の候補者が低額の報酬でよいという場合には、予納金の免除、減額が認められる可能性があることから裁判所と調整が必要。

(要する期間) 相続財産管理人選任の申立て

<1ヶ月程度>

相続財産管理人選任の審判

相続財産管理人選任の公告

<2ヶ月>

相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告

< 2 ヶ月>

相続人捜索の公告

<6ヶ月以上>

相続人不存在の確定

権限外行為許可の申立て

<約1~2週間>

権限外行為の許可

権限外行為の遂行

特別縁故者への相続財産の分与

<公告期間満了後3ヶ月以内>

(市町村)

- ・相続財産管理人の選任申立て 前述のとおり
- ・略式代執行(空家法第14条第10項) 前述のとおり

第3章 その他

1. 国補助制度

(1) 社会資本整備総合交付金(空き家再生等推進事業)

空き家再生等推進事業 (社会資本整備総合交付金等の基幹事業)

社会資本整備総合交付金 及び防災・安全交付金の内数

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却または、空き家住宅又は空き建築物の活用等に対し支援を行うもの。

補助対象市区町村

- ·空家対策特別措置法に基づく「空家等対策計画」 を策定している
- ・空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は 地域活性化を阻害しているため、計画的な活用・ 除却を推進すべき区域として地域住宅計画等に 定められた区域

補助対象事業

- ・空き家の活用
- (例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
- (例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・空き家の実態把握
- (例:空き家数の調査)

など

3	事業主体·補助率	活用	除却
	地方公共団体	1/2	2/5
	民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内)	1/3	2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による活用・除却等の事業を支援

空き家の活用





空き家の除却



·空き家を地域活性化のため、 観光交流施設に活用



・居住環境の整備改善のため、空き家 を除却し、ポケットパークとして利用

(2) 空き家対策総合支援事業補助金

空き家対策総合支援事業

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する 市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「空家等対策 計画」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「協議会」を設置するなど、地域の民間事業者等との連携 体制がある など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
- (例:空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
- (例:ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
- (例:周辺建物の外観整備)

など

事業主体・補助率 活用 除却 地方公共団体 1/2 2/5 民間事業者等 (地方公共団体補助の1/2以内) 1/3 2/5

〈事業活用イメージ〉

市区町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援

After

空き家の活用



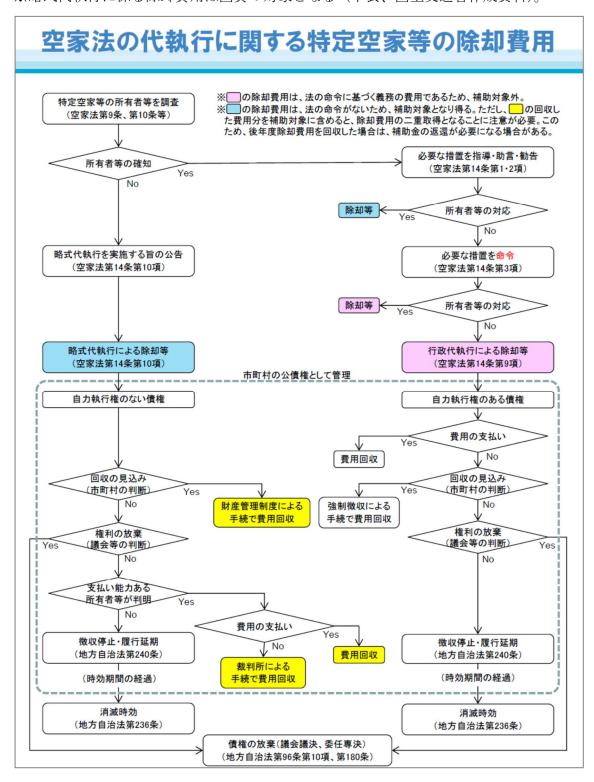
空き家を地域活性化のため、 地域交流施設に活用





居住環境の整備改善のため空き家 を除却し、防災空地として整備

法定の「協議会」など民間事業者等と連携



2. 隣地所有者等に対して対応を促す際に有効な制度(税制など)

「§ 2-1-(1)対応手法とその注意事項」に参考事例として、記載している 田辺市の取組みなどが参考になる。今後も県が継続して事例を収集し、市町村に情報共有するものとする。

3. 不動産業者等に対して買取を促す取組み

平成30年度税制改正は以下のとおりである。

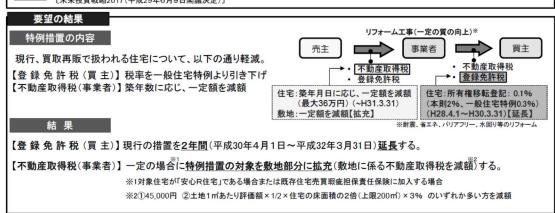
買取再販で扱われる住宅の取得等に係る特例措置の延長・拡充(登録免許税・不動産取得税)

既存住宅流通・リフォーム市場の活性化を図るため、一定の質の向上が図られた既存住宅を取得した場合の登録免許税の特例 措置を2年間延長する。併せて、買取再販事業者が既存住宅を取得し一定のリフォームを行った場合、敷地に係る不動産取得税 を減額する特例措置を講じる。

施策の背景

- <u>買取再販</u>は、ノウハウを有する事業者が既存住宅を買い取り、質の向上を図るリフォームを行ってエンドユーザーに販売する 事業。<u>消費者が安心して購入できる</u>ことから、**既存住宅流通・リフォーム市場拡大の起爆剤**として期待。
- 現在、宅地建物取引業法の改正によるインスペクションの活用や、「安心R住宅」制度の創設など、既存住宅流通市場の更なる活性化に向けて取組をスタート。

2025年までに既存住宅流通市場規模を8兆円に、リフォーム市場規模を12兆円に倍増 [未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定)]



4. 空き家に残された動産の取扱い

代執行の対象となる所有者が不明の特定空家等の中に相当の価値のある動産が存する場合、まず、運び出すよう公示し、連絡が無い場合は保管し、期間を定めて引き取りに来るよう公示することが考えられる。その場合、いつまで保管するかは、法務部局と協議して適切に定める。

県が景観支障防止条例に基づき那智勝浦町の廃墟を代執行により撤去した際には、義務者に動産の引き取り・廃棄の意思がなかったため、引き取りに要する期間 (保管場所の確保、運送の手配)を考慮し、3ヶ月の期間を設定し保管することとした。この間に引き取りがなかったため、県は事務管理の義務を免れるとして、処分を行った。

また、公営住宅における単身入居者死亡後の残置物への対応については、平成29年1月25日付け国住備第105号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知において、 方針が示されており、参考になる。その中では、相続人が明らかでない場合の事業 主体による残置物の移動、保管等について、何点か留意点が示されているので、主 なものを列記する。

- ・財産権を侵害しないように留意しつつ、適切に移動を行うこと。
- ・保管すべきものと廃棄すべきものとに分別し、移動費用及び保管費用の低減を 図ること。先進的な事業主体の例は以下のとおり。
 - *一身専属的なもの(位牌、遺影、遺骨等)及び換価価値が見込まれるもの(新品と同程度の電化製品、家具等)については、倉庫に保管

 - *法令により個人の所持が禁じられているもの(銃刀、麻薬等)については、 所管の警察署長へ届出
- ・保管場所については、入居者の募集を行っていない公営住宅の空室等の活用等 により、保管費用の低減に努めること。移動の際の注意点は以下のとおり。
 - *複数の職員により、残置物に関する目録を作成、写真撮影等を行い、残置物の分別等の記録を残しておくことが望ましい。
 - * 残置物のうち一身専属的なものの判断をより適切に行うため、当該単身入居者の事情等を知る自治会役員等の立会いのもので行うことが望ましい。
- 5. 市町村の取組み、関係団体等との連携(別添 相談体制にかかる資料)

第4章 参考資料

1. 様式一覧

①所有者特定作業

- ・住民票情報の取得(住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく公用申請)
- ・戸籍情報の取得(戸籍法第10条の2の規定に基づく公用申請)
- ・登記簿情報の取得(登記手数料令第19条の規定に基づく公用申請)
- ・固定資産課税情報の取得(空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項)
- ・相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書 (空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項)

②訴訟提起

- 訴状
- 執行文付与申請書
- 送達証明申請書

③不在者財産管理人

- ·家事審判申立書(不在者財産管理人選任)
- •家事審判申立書(不在者財産管理人権限外行為許可)

4)失踪宣告

·家事審判申立書(失踪宣告)

⑤相続財産管理人

·家事審判申立書(相続財産管理人選任)

住民票情報の取得(住民基本台帳法第12条の2の規定に基づく公用申請) 戸籍情報の取得(戸籍法第10条の2の規定に基づく公用申請)

 〇〇第
 号

 平成
 年
 月
 日

○○市長 ○○ ○○ 様

〇〇市町村長 〇〇 〇〇

戸籍、住民票等の公用交付について(依頼)

特定空家等の是正指導を業務上行う必要がありますので、次のとおり無料交付をお願いします

	本籍地							
	筆頭者							
必要	住所							
とする	必要な人 の氏名			生年月日	м∙т⊙ун	年	月	日
必要とする者の事項	必要書類 及び通数	必要書類	(全部事項)	1,2	住民票 (本籍及び続柄を省略 する しない)	全部一部		1 '3
坦		原戸籍 (昭和·平成)	抄 本 (個人事項)	1通	戸籍の附票	全部 — 部		1通
	抄本•一部	のときは、必要	な人の名前				•	

使用目的及び根拠法令 等を記入して、必要と する者についての補足 説明

空家等の所有者調査のため (空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項及び第3項)

現在に至るまで

〇〇市役所 〇〇市〇〇番地 担 当 課 担当者名 電話番号

登記簿情報の取得(登記手数料令第19条の規定に基づく公用申請)

	鎖登記簿 積測量図 図		□登記事項要約書 ■登記事項証明書 □14条地図	申請人 田 辺 建築課	市		印
登の	記 所表 示	和歌山地方法	務局田辺支局	平成	年	月	日申請
	種別	郡・市・区	町・村・大字	丁目・字	地番	家屋番号又 は所有者名	請求の 通 数
	□土地						
	□建物						
	□土地						
	□建物						
	□土地						
	□建物						
不	□土地						
	□建物						
	□土地						
動	□建物						
	口土地						
	□建物						
産	□土地						
	□建物						
	□土地□建物						
	□土地						
	□建物						
	□土地						
	□建物						
		事項	□ 全 部 事	項			
			証	明 書			
		上記は	空家等対策の推進に	関する特別措置	置法第10条约	第3項に基づく調	査のため、
		■交	付土土山工工				
			見		11.717 SO		
	7	平成 在	手 月		- LI I		
				〇〇市町	村長	00 00	印
29	手数料	登記手数	料 令第19条	受付		交付	
	筆 個	件	枚数	通数		確認印	

固定資産課税情報の取得(空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第1項)

固定資産証明書 無料交付・閲覧申請書(庁内用)

平成 年 月 日

			1 194			
所属課		課長				印
担当者						
ショウ モクテキ 使用目的	空家等の所有: (空家等対策の推進に関す				び第3	項)

下記のとおり無料交付・閲覧します。

副	E明の種	類			閲覧の種類		閲覧の種類		閲覧の種類		閲覧の種類 不動産による指定		納税義務者による指定	
評価	課税	登載	地番図 台 帳	航空 写真	土地	家屋	所在地	地 番	氏名·名称	住 所				
通	通	通												
通	通	通												
通	通	通												
通	通	通												
通	通	通												

※送付先、納税管理人、成年後見人及び破産管財人があれば、備考欄へ記載をお願いします。

※名寄帳は発行できません。 ※なお、証明書は上記使用目的以外には使用しません。 上記のとおり証明又は許可してよろしいか

上記のとわり証例又は計判してようしい。										
課長	副課長	副課長	班長	主務者						
			管理班長	管理担当						
			Berger	British						
			l .							

相続放棄・限定承認の申述の有無についての照会申請書

(空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項)

(別紙様式3)

求

8 る

理

□ その他

1	2	3	T			
	相続放棄	(単字) (単字) (単字) (単字) (単字) (単字) (単字) (単字)	申述の有無に	ついての照	会申請書	
受付印		平成	年	月 日		
		1 ///	岡家庭裁			御中
		住 所		14 //		
		照会者	当			印
		電 記	f ()		
		担 当	i ()	
	1 被相	続人の住民票の除	票(本籍地が表示	されているもの)	通	
		者の資格証明書類		Mo life that part offer	通	
	(戸籍 3 相続	謄本 ・ 住民票 ・	商業登記簿謄本	• 資格証明書	通)
添付書		関係の存在を証す	る書面		通	
1,7	()
	5 委任:				通	
		貼付済み返信用封	筒		通	
独切結トの	7 その	録記載のとお	en .) 通	
10 4 11 12 2		録記載のとお				
		A STATE OF THE STA			> ab -b-> 115	
別紙目録記載)相続に関し、別		***************************************		.て ,
※ 1 <	□ 同被相	続人の死亡日	(昭和・平成	年	月 日)	}
l	□ 先順位	者の放棄が受け	里された日			J
から						
*2 ∫	□ 3箇月	(被相続)	人の死亡日が平	Z成 年以前	前の場合)	ļ
~~ [□ 申請日	まで (被相続	人の死亡日が立	平成 年以	降の場合)	.]
の間に、相続	放棄または限済	定承認の申述が	ぶなされているか	否かについて	,調査し回答	らしてください。
					, , ,	
			「* ※1及び	※2 にそれぞれ	チェックを入	れてください。]
照口不順	助産競売手続	に必要なため	- May 0 /			111-6-0]
会	941.35.79/L/L 1 1/1/L	-2.3.4.60				
を 口 訴討	公を提起するた	- X)				

□ 承継執行文の付与を受けるのに必要なため

□ その他裁判所に提出するため (

^{*} 本申請書の太線内及び別紙被相続人等目録の太線内につきそれぞれご記入ください。 * 別紙の被相続人等目録の氏名欄は戸籍等をご確認の上で正確に記入してください(調査はご記入 いただいた氏名に基づいて行います。)。

<参考様式:訴訟提起>

訴状

事件名 建物明渡 請求事件

		簡易	裁判所	卸中	平成	年	月	日
	住	所 (所在地)						
原	氏	名(会社名・代表者	名)					印
<i>7</i> 7.	T	EL –	_	FΑ	X	_	_	
告	,	原告(申立人)に対 □上記住所等	する書類の)送達は, タ	ての場所に宛	てて行って	てくださ	٥, ر _م 0
申	送達	□勤務先 名 称 〒 住 所						
立人	場所等	□その他の場所(原	告等との	TEI 関係	,	-	-)
	の届	住 所		ΤΕΙ		_	_ '	
	出	□原告(申立人) (氏 名	こ対する言	碁類の送達 に	は,次の人に	宛てて行	ってくだ	タハ。
被	〒 住	所 (所在地)						
告 (相	氏	名(会社名・代表者	名)					
手	T	EL -	_	FA	X	_	_	
方)	勤	務先の名称及び住所						
				TE	L	-	_	
					かの価額		円	取扱者
					印紙額 郷便切手		円円	
				-		東 而 肚		h
					貼用印紙	裏面貼	付のとお	ŋ

	1 被告は、原告に対して、別紙物件目録記載の建物を明け渡せ。
請求	□被告は、原告に対して、【□平成 年 月 日】から明渡済みまで □訴状送達の日の翌日
の趣	1か月金 円の割合による金員を支払え。
旨	2 訴訟費用は、被告の負担とする。
	との判決を求めます。
	1 賃貸借契約の内容
	原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の建物を次のとおり賃貸し、これを引き 渡した。
	(1) 契約日 平成 年 月 日
	(2) 賃貸期間
	(3) 賃 料 1 か月金 円
紛	(平成 年 月 日から1か月金 円)
争	(4) 特 約
の	
要点	2 催 告 □あり(平成 年 月 日)
///\	3 契約の解除 □平成 年 月 日 □本訴状をもって契約を解除する。
請	4 契約解除の理由
求	□賃料不払(平成 年 月分から か月分) □無断譲渡・転貸
の原	□無断増改築 □その他
因	
<u> </u>	2.0.他 0.至 2. 市市
	その他の参考事項
添	□固定資産課税台帳登録証明書 □登記簿謄本又は登記事項証明書
添付書類	□契約書 □内容証明郵便 □配達証明書
類	

		物	件	目	録		
	建物の表示						
	所 在						
	家屋番号	習	Ž.				
	種 類						
	構造	й	Ė		章	建	
	床面積	K	出			m^2	
		R	比当			m^2	
-	上記の建物のうち		階	:	号室		
	床面積		m	2			
	一棟の建物の表示						
	所 在						
	□建物の名称						
			造			建	
	□□□床面積		階			m^2	
			階			m^2	
	専有部分の建物の表	示					
	家屋番号						
	建物の名称						
	種 類						
	構 造			造		建	
	床面積	階	部分			m^2	

<参考様式:訴訟提起> 執行文付与申請書

> 収入印紙 300円 (消印しない)

事件番号	平成	年 ()	第	号	事件
	執	行 文	付 -	与 申	請書	
債権者	住所:〒	-				
()	氏名:					
債務者	住所:〒	_				
()	氏名:					
	1 判		決			
	2 和	解	調書			
	3 第	回口頭	弁論調書	(口判決	· □和解· □ ())
書類の表示 (番号を○で囲む)	4 和解	に代わ	る決定			
	5 調	停	調書			
	6 調停	に代わ	る決定			
	7 その他	拉 ()	
上記事件につき	・上記書類の	正本に執	行文を付	与された	く申し立てます。	
平成	年	月	日			
	申請	人(債権	者) 住所			
	申請	人(債権	者)			印
	簡易裁判所	折 往	中			
		貼用印	紙 300円	係印	受付印	
※ 上の太い黒枠に	内について記ん	入してくだる	さい。			
※ 項目を選択する	る場合には,□]欄に「レ」	を付してく	ださい。		

<参考様式:訴訟提起>

送達証明申請書

収入印紙 150円 (消印しない)

事件番号	平成 年()第	号	事件					
	送達	証明	申 請 書						
当事者の表示	□原 告 □債権者								
書類の表示 (番号を○で囲む)	3 第 回口頭	額訴訟判決・る決定調書	□和解・□その他()))					
上記当事者同	間の頭書事件につき上	記書類の正本	t,	ĸ					
対して平成	年 月	日に送	達されたことを証明願い	ます。					
平成	申	請人住所請人		印					
	簡易裁判所 御中								
	こついて記入してください。 場合には,口欄に「レ」を付し ^っ	貼用印紙 1:	50円 保印 受付印						

<参考様式:不在者財産管理人>

家事審判申立書(不在者財産管理人選任)

		家事審判申立書 事件名(不在者財産管理人選任)
収入自	〕紙	(この欄に中立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってくだ ない。) 日 紙
予納郵便予納収入	切手	円 (貼った印紙に押印しないでください。) (注意)登記手数料としての収入印紙を納付する場合は,登記手数料として の収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。
準口頭		関連事件番号 平成 年(家)第 号
平成 〇	O 家」)年 O	E 裁判所 御中 (又は法定代理人など) の記名押 印 の記名押 印
添付書物	類	
	本 籍 (国 籍)	(戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は,記入する必要はありません。) 都 道 府 県
申	住 所	〒 000 - 0000 電話 000(000) 0000 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号
立	連絡先	〒 - 電話 () (注:住所で確実に連絡ができるときは記入しないでください。) (方)
人	フリガナ 氏 名	コウノ イチロウ 大正 (昭和) 〇年 〇月 〇 日生 甲 野 一 郎 (〇〇) 歳)
*	職業	会 社 員 (戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は、記入する必要はありません。)
不	本 籍 (国 籍)	OO 新 道
在	最後の 住 所	〒 000 - 0000 電話 () OO県OO市OO町O丁目O番O号OOコーポOOO号室
者	連絡先	〒 - 電話 () (方)
	フリガナ 氏 名	コ ウ ノ ジ ロ ウ TEN TO THE
	職業	無職

| (注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。 別表第一(1/2)

					-	→ III		
		申	1/		0)	理	由	
1	申立人は,	不在者の兄で	す。					
2	不在者は,	平成〇年〇月	〇日職を	状めて大阪	方面へ出た	かけて以来	音信が途絶	えたため、親戚、
	友人等に照会	きをしてその行	方を探しる	ましたが,	今日まで	その所在は	判明しませ	٨.
3	平成〇年〇	月〇日に不在	者の父太郎	郎が死亡し	,別紙財產	全目録記載	の不動産等	につき不在者が
-	その共有持分	分(6分の1)	を取得しる	ました。ま	た,不在者	作り債は	なく, その作	也の財産は別紙目
9	iii ほっとおりて	 ごす。						
4	このたび、	亡太郎の共同	相続人間で	で遺産分割	協議をする	らことにな	りましたが、	不在者は財産管
3	理人を置いて	こいないため,	分割協議力	ができない	ので、申ュ	なての趣旨	のとおりの	審判を求めます。
	なお、財産	管理人として	,不在者0	D叔父(亡	太郎の弟)	である次の	の者を選任す	することを希望し
	ます。							
	住所	OO県O	0市00	町〇丁目	00番0	〇号		
		(電話番号	000-	-000-	-0000)			
	氏名	甲野五	郎(昭和	和〇年〇月	〇日生 耳	哉業 会社	員)	

立ての

申

不在者の財産管理人を選任するとの審判を求めます。

趣

山口

<参考様式:不在者財産管理人>

家事審判申立書(不在者財産管理人権限外行為許可)

		受付印	家事	審判申立	書 事件名	名(不在者則 権限外行		o)
収入日予納郵便予納収入	切手	円 円 円	さい。) 印 (注意) 登記	紙	て1件について 8 (貼った日 の収入印紙を納 Dまま提出してく	D紙に押印しな 付する場合は.	いでくださ	い。)
準口頭		関連事件番号 平成	年(家)第	; 			号
	〇 家)		立 又は法定代理人など 記名押	人 ?) 即	野	_	郎(
添付書物	※ 必要	要な添付書類を提出して						
	本 籍 (国 籍)	(戸籍の添付が必要とさ 都 府		立ての場合は、	記人する必要は	ありません。)		
申	住 所	〒 000 - 000		丁目〇〇番		000 (000) 000	方)
並	連絡先	〒 一 (注:住所で確実に連	絡ができるとき	は記入しないで	電話でください。)	()	
人	フリガナ 氏 名	コゥノ 甲 野	1 F —	ロウ郎	大」 昭和 平方	口 〇 年	0月0	方) 日生 歳)
	職業	会 社 」			= 1 1 Jay V W 1	L		
*	本 籍 (国 籍)	(戸籍の添付が必要とさ 都 府	道	上ての場合は,	記入する必要は	ありません。)		
不在	最後の 住 所	〒 000 - 00		丁目○番 ○	電話)号○○コー	(ーポ〇〇〇) 号室	方)
者	連絡先	〒 −			電話	()	方)
	フリガナ 氏 名	コ ゥ ノ 甲 野	ジ 二	ロ ゥ 郎	大工昭和	口 〇 年	O 月 C	
	職業	無職						

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。 別表第一(1/2)

	申	<u> </u>	7	0)	趣	日	
財産管理人である	6申立人が,	不在者甲	野二郎所有	の別紙物	件目録記載	の不動産を,	○○県○市
町〇番〇号株式会社	七〇〇不動產	全に対して,	,別紙売買	夏契約書(案)のとお	り売却するこ	とを許可す
る旨の審判を求めま	きす。						

		申	立.	7	0)	理	曲				
1	申立人は,不	在者甲野二	郎の財産	管理人です。							
2	不在者甲野二	郎は,別細	物件目録	記載の不動	産を所有	しているも	のの,他に	めぼしい財産は			
7	なく、公租公課の支払に窮している状態です。また、当該不動産には、現在誰も住んでおらず、										
7	朽ち果てており、賃貸により収益を得ることも期待できません。										
3	そこで、別紙	物件目録記	載の不動	産を売却し,	公租公	課の負担を	無くしたい	と考えておりま			
	す。										
4	よって, 申立	ての趣旨の	とおりの	審判を求め	ます。						

別表第一(2 /2)

<参考様式:失踪宣告>

家事審判申立書(失踪宣告)

		受付印	家事	審判申	立書	事件名(- 踪宣告)
							-		
			(この欄に 申 さい。)	中立手数料とし	て1件につ	いて800	円分の収	【入印紙を	貼ってくだ
			印	紙					
収入日子納郵便	切手	円円	(注意) 登記:	手数料として		った印紙に を納付する			
予納収入	印紙	円		は貼らずにその					
準口頭		関連事件番号 平成	年 (家	() 第	į.				号
0	〇 家』	庭裁判所 申 御中 /		甲	野	春		Z	(rn
平成	年 0		又は法定代理人など)) 記 名 押 F	2000	±1	ъ		子	印
添付書類	類								
		(戸籍の添付が必要とる	ととていわい申立	一九祖公社	⇒っナス必	ボルもりさ	L 1L)		
	本 籍 (国 籍)	(戸籍の係付か必要とる 都 府	道	(の物口で,	記入りでん	安はめつる	とせん。)	
申	住 所	〒 000 - 000		·····································	電話		(000) 0	000
							(方)
<u> </u>	連絡先	(注:住所で確実に連	絡ができるときは	は記入しないっ	電話でください。		()	
人	フリガナ	コ ウ ノ	<u>и</u>				<u>(</u> O 年	O 月	方) 〇 日生
	氏 名	甲 野	- 春	子		平成	(00	歳)
-07.	職業		員	- ~ III A.IA		The same of the sa			
*	本 籍 (国 籍)	(戸籍の添付が必要とる 都 府(道	ての場合は, 〇〇町〇丁			Eぜん。.)	
不	最後の	- -		•	電話		()	***************************************
在	住 所	申立人の住所	竹と同し	•	電話		()	方)
者	連絡先	,					(方)
	フリガナ 氏 名	コゥノ甲野	イ チ I ー	郎		大正 昭和 平成	0 年		O 日生
	職業	会計員					(00	歳)

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は,申立人,法定代理人,成年被後見人となるべき者,不在者,共同相続人,被相続人等の区別を記入してください。 別表第一(1/2)

申	<u>\frac{1}{1}.</u>	て	\mathcal{O}	趣	日						
不在者に対し失踪宣告をするとの審判を求める。											
		,				· · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

		F	þ 3	立.	て	0)	理	由	
1	申立人は	,不在者の	の妻です。						
2	不在者は	,平成〇年	FO月O日	朝平常。	どおり出勤	助し、同日	夜8時ころ	社用で帰宅が	遅れる旨の電
	話連絡はあ	りましたが	が,帰宅し	ません	でした。				
	申立人は	,警察に担	捜索願いを	すると	ともに、業	見戚,知人	,友人に照	会して不在者	の行方を捜し
	ましたが,	その所在に	よ今日まで	ぎ判明し	ません。				
3	不在者が	行方不明。	となって8	3年以上	も経過し	その生死	が不明であ	5り, また, 不	在者が申立人
	の下に帰来	する見込み	みもありま	きせんの	で, 申立	ての趣旨の	とおりの著	野判を求めます	0

別表第一(**2** /**2**)

<参考様式:相続財産管理人>

家事審判申立書(相続財産管理人選任)

	受付印	家事審判	申立書 事	【件名(相続財	産管理人選任)
		(この欄に申立手 さい。) 印 紙	- 数料として1件につ	いて800円分の	収入印紙を貼ってくだ
収入印紙 予納郵便切手 予納収入印紙	<u>н</u> н	(注意) 登記手数		を納付する場合に	ないでください。) は,登記手数料として
準口頭	関連事件番号 平原	成 年(家)第		号
○ ○ 平成 ○ 年	御中	申 立 人 (又は法定代理人など) の記名押印	丙 田	杉	男 印
添付書類					
本 (国	籍 都	されていない申立ての: 道 県	場合は,記入する必	要はありません。)
申住	〒 000 - 00 OO県OOi	市〇〇町〇丁目		,	0) 0000
立連絡	〒 - 先 (注:住所で確実に)	車絡ができるときは記入	電話 、しないでください。	()
人フリス氏	_{(ナ} へ イ タ 名 丙 田	ス ギ 杉	ォ 男	大正昭和 〇 年平成 (方) O月 O 日生 OO 歳)
職	* 会社	J	# A \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	THE LLAND AND A	
本 (国	籍 都	されていない申立ての	町〇丁目〇番地		,
祖程住	o = 000 − 00		電話 〇番〇号	(为)
続 ^{連 絡}	先 〒 -		電話	() 方)
フリス	(ナ コ ウ ノ 名 甲 野		ゥ <mark>郎</mark>	大正 昭和 〇 年 平成 (○ 月 〇 日生 歳)
職	業 無職				

(注) 太枠の中だけ記入してください。 ※の部分は、申立人、法定代理人、成年被後見人となるべき者、不在者、共同相続人、被相続人等の区別を記入してください。 別表第一 (1/2)

申 立 て の 趣 旨 被相続人の相続財産管理人を選任するとの審判を求めます。

申 立 て の 理 由

1 申立人は、被相続人の近所に居住する被相続人の亡妻の弟にあたる者ですが、昭和〇〇年ころ

から、妻に先立たれ一人暮らしの被相続人の身の回りの世話をし、被相続人所有の別添遺産目録 ------

中の不動産を事実上管理してきました。

2 被相続人は、平成〇年〇月〇日に死亡し、相続が開始しましたが、相続人のあることが明らか

ではなく、また、遺言の存否も不明なので、申立人が管理する不動産を引き継ぐことができませ

ん。このような状況にありますので、申立ての趣旨のとおり審判を求めます。

遺 産 目 録(□特別受益目録)

【土 地】

番号	所	在	地	番	地	目	地	積	備	考
1	〇〇市〇〇町〇丁目		0	0	宅地		平方メートル 150 00		建物 1	の敷地

遺 産 目 録(□特別受益目録)

【建物】

番号	所	在	家番	屋号	種	類	構	造	床	面	積	備	考
1	〇〇市〇〇町〇 番地	「目〇	00)	居宅		木造瓦 建	草平家	平力9(00	土地 1物	上の建

遺 産 目 録(□特別受益目録)

【現金,預・貯金,株式等】

番号	品	目	単	位	数	量	(金	額)	備	考
1	現金				5	5 4,	0 0	0円	被相続人のため預かっ申立人保管	
	その余は不明									

2. 参考文献一覧

・空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)

第10条(空家等所有者等に関する情報の利用等)

第14条(特定空家等に対する措置)

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

・特定空家等に対するガイドライン

第1章3. 所有者等の特定

第3章7. 過失なく措置を命ぜられる者を確知することができない場合 http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000035.html

・所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索利活用のためのガイドライン

(平成29年3月 所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会) http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/iten/shoyusha.guideline.html

• 国土審議会土地政策分科会特別部会中間とりまとめ

(平成29年12月 国土審議会土地政策分科会特別部会)

http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/totikensangyo02_sg_000121.html

所有者不明土地問題研究会最終報告

(平成29年12月13日 所有者不明土地問題研究会)

http://www.kok.or.jp/project/fumei.html

・福井県空き家対策マニュアル(平成27年8月 福井県空き家対策協議会)

I空き家所有者等の特定

https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenchikujyuutakuka/akiyamanyuaru2.html

- **所有者所在不明・相続人不存在の空家対応マニュアル**(平成 29 年 3 月 埼玉県川口市) http://www.city.kawaguchi.lg.jp/kbn/36050037/36050037.html
- ・法務と連携した空き家所有者等特定マニュアル(平成 29 年 3 月 福岡県福津市) http://www.city.fukutsu.lg.jp/kenkou/toshi/akiya.php
 - 相続人調査マニュアル(平成29年3月 長野県小諸市)

http://www.city.komoro.lg.jp/doc/2017022400082/